

平成30年度東京都自立支援協議会  
(第1回本会議)

平成30年6月4日

東京都心身障害者福祉センター

(午後1時30分 開会)

○森下課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度東京都自立支援協議会第1回本会議を開会させていただきます。

本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を務めさせていただきます、東京都心身障害者福祉センター地域支援課長の森下と申します。議事に入りますまでの間、進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。以降は着座にて進めさせていただきます。

それでは始めに、お手元にお配りしております本日の資料を確認させていただきます。机上には1枚目の次第の他、資料1から9までと、参考資料としまして1から5まで、あと座席表を用意させていただいております。資料につきましては、議事進行の中で説明をさせていただきます。

事務局の方で過不足ないよう用意をしておるところでございますが、万が一不足や落丁等ございましたら、お気づきのときに挙手にて事務局の方にお申し出をお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況でございます。本日ですけれども、委員名簿の15番目の西田委員から、ご欠席の旨連絡をいただいております。加納委員はまだいらっしゃっていませんが、ご出席とご連絡をいただいているところですので、間もなくいらっしゃるのではないかと思います。

続きまして、会議の公開について説明をさせていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

東京都自立支援協議会設置要綱第8の規定になります。本協議会において取り組んだ検討課題や社会資源の開発等の取組について、地域の関係機関等や地域住民も含め幅広く周知を行うこととされており、本日は傍聴の方もいらっしゃっていますので、その点お知らせをいたします。

また、記録のために写真撮影と録音をさせていただきますとともに、資料の他、全体会の議事録につきましては、ホームページで公開させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますと思います。

始めに、東京都心身障害者福祉センター所長の平山よりご挨拶申し上げます。所長、よろしくお願い申し上げます。

○平山所長 東京都心身障害者福祉センター所長の平山です。よろしくお願い申し上げます。

本日は、お忙しいところ、本東京都自立支援協議会第1回本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから東京都の障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜りまして、心より御礼を申し上げたいと思います。

本協議会ですけれども、今年度、第5期の2年目ということになっておりまして、第5期につきましては、そのテーマを「都と地域の協議会活動の双方向性を強化し、東京都における地域課題を考える」ということに設定をいたしまして、昨年度は、東京の協議会活動がさらに機能するためには何が必要かということを協議事項といたしまして、ご議論をいただいたところでございます。

委員の皆様には、交流会ですとかセミナー、動向集の作成といった協議会活動の実行委員としてさまざまご活動いただきまして、それぞれご議論をいただいた内容をもとに企画を実施してきたところでございます。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

本日の本会議ですが、今年度の協議事項につきましてご審議をいただき、また、その後グループ討議の時間等も設けまして、今年度の企画、交流会ですとかセミナーの企画の内容につきましてもご協議をいただきたいと思いますと思っております。限られた時間ではございますけれども、ぜひ闊達な意見交換をお願いしたいと思っております。

今年度ですけれども、皆さんもご承知のとおり、障害者総合支援法ですとか児童福祉法の改正法の施行の他、障害福祉サービスの報酬改定も行われたところでございます。また、各自治体、東京都もですけれども、新たな障害福祉計画がスタートする年ということになっております。

さらに東京都におきましては、今月開会する東京都議会の第2回定例会におきまして、障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例案、これが提案される予定となっております。障害福祉分野では、さまざまな制度、施策、事業の充実が図られているという状況にあるかと思えます。

このような中で本東京都自立支援協議会におきましても、区市町村等関係機関ですとか、障害福祉サービスの事業者、当事者の皆様や都民に向けて一層の情報発信を行うことにより、都と地域、双方の協議会のさらなる発展につなげていきたいと考えております。委員の皆様には、今年度も引き続き、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

本日は3時間の長い会議となっておりますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

○森下課長 ありがとうございます。

続きまして、委員の紹介をさせていただきます。平成30年4月1日付けの人事異動等によりまして、新しく委員にご就任いただいた方をご紹介します。資料2の委員名簿をご覧くださいいただけますでしょうか。

委員名簿の3番目、清瀬市健康福祉部障害福祉課長の新井勘資委員でいらっしゃいます。

○新井委員 皆さん、こんにちは。今年度お世話になります、清瀬市の障害福祉課長をしております新井と申します。どうぞ1年間、よろしくお願いいたします。

○森下課長 ありがとうございます。

同じく名簿の10番目になります、世田谷区玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課障害支援担当係長の加納秀和委員でいらっしゃいます。

○加納委員 世田谷区の玉川の保健福祉センターから参りました、加納と申します。去年まで同じ世田谷の砧の蓮見が担当しておりましたが、それに代わりまして、今年1年やらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森下課長 ありがとうございます。

続きまして、委員名簿の裏面をご覧くださいいただけますでしょうか。昨年度から委員の皆様をお願いしております、実行委員のグループ名簿となっております。新たに委員となりました新井委員、加納委員には、前任の委員に引き続き、交流会グループにご参加をいただきます。よろしくお願いをいたします。

それから、同じく平成30年4月1日付けの人事異動で事務局も交代をしております。東京都心身障害者福祉センター地域支援課課長代理の佐藤でございます。

○佐藤課長代理 佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森下課長 改めまして、地域支援課長の森下でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。これ以降の議事進行は、岩本会長をお願いをしたいと思います。

岩本会長、よろしくお願いいたします。

○岩本会長 改めまして、岩本です。今年度は第5期の2年目ということで、新しい委員の方にも入っていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度は私も本協議会委員として1年目でしたので、東京都の協議会の役割って何だろうということを考えていた1年でした。本日は3時間、長丁場ですが、協議していただくことが多いですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

では、次第をごらんください。議事の1つ目は報告事項ですけれども、「平成29年度版 東京都内の自立支援協議会の動向」調査結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

○森下課長 それでは、資料3をご覧くださいいただけますでしょうか。「平成29年度版 東京都内の自立支援協議会の動向」調査結果についてとなります。

この調査ですけれども、1の調査目的に記載されていますとおり、各区市町村におけます地域

自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、調査結果について資料として提供をすることで、各地域協議会の活動の促進に資すること、これを目的に毎年度実施をさせていただいております。

調査内容ですけれども、昨年度の第2回本会議でご審議をいただき、ご承認をいただいたとおりとなっております。平成30年3月31日を調査基準日としまして、当センター地域支援課におきまして調査を実施しております。島しょの町村を含む都内全62区市町村から回答をいただいております。

1枚おめくりをいただけますでしょうか。別紙1、これが実際に区市町村に送りました調査・回答票になります。さらに4枚おめくりをいただきますと、別紙2、調査結果（速報）となっております。全区市町村からの回答が出そろった後、回答の不備ですとか、質問間での回答の齟齬について問い合わせや修正を行っております、本日は速報値としてお示しをするものでございます。今後、動向集の発行に向けまして、区市町村には再度確認を行うこととしておりますので、数字の変動があり得ること、ご承知おきいただければと思います。

別紙2、調査結果（速報）で、概要を報告させていただきます。

始めに、Ⅰ、基本事項です。協議会の設置状況ですけれども、島しょ部を除く53区市町村、こちらは全て設置となっております。島しょ部は4町村で設置がされているという状況でございます。

それから、Ⅱの地域自立支援協議会の活動状況です。地域自立支援協議会での協議事項ですけれども、⑥の関係機関や他分野のネットワークに関することが最も多くなっておりまして、①の相談支援事業の運営体制に関すること、②の就労に関するものが続いている状況でございます。

自立支援協議会の役割ですけれども、②の情報共有・情報発信が最も多くなっていて、⑤の地域課題の整理、課題解決に向けての検討等が続いている状況になっております。

本協議会の第5期の活動の方向性が、情報収集・発信機能を強化し、東京都における地域課題等を共有するようになっておりまして、活動の方向性については一致しているという状況が見られているところでございます。

裏面をご覧くださいませでしょうか。問3-3、地域自立支援協議会として把握している地域課題の内容ですけれども、①の相談支援の質と量、②社会資源の開発及び改善、⑤福祉人材（マンパワー）の確保が比較的多くなっております。各地域自立支援協議会で、さまざまな地域課題が把握をされているという状況でございます。

それから、問4-1、4-2、他自治体の協議会との意見交換や情報交換、連携・協同による活動ですけれども、これはほとんど行われていないという状況になっております。

その他、社会資源の活用状況等につきまして、ご回答をいただいております。本日のグループ討議では、地域自立支援協議会交流会のテーマや動向集による情報発信等ご議論をいただくことになっております。ぜひ参考にさせていただければと思います。

事務局からは以上になります。

○岩本会長 ありがとうございます。速報値ですけれども、でもいろいろな傾向が見えて参考になると思えました。今のご報告についてのご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。特にございませんか。

（なし）

○岩本会長 今、課長からお話ございましたけれども、ぜひ後半のグループ討議で参考にさせていただければと思います。

今日は資料がたくさんありますので、先に進めさせていただければと思います。

そうしましたら、続いて、報告事項の2で都の計画等について、事務局からご説明をお願いいたします。

○森下課長 それでは、資料4から資料6まで、昨年度末に策定されております都の計画の他、先ほど所長の挨拶にもありました、制定予定であります条例案について説明をさせていただきます。

始めに、資料4をご覧くださいませでしょうか。東京都障害者・障害児施策推進計画（平成30年度～32年度）についてとなります。こちらの計画ですけれども、障害者基本法に基づきまず東京都障害者計画、それから、障害者総合支援法に基づきまず東京都障害福祉計画と、児童福祉法に基づく東京都障害児福祉計画、この3つの計画をあわせて、1つの計画として定めたものになります。

この計画の策定に当たりましては、平成28年12月に都が作成をしております2020年に向けた実行プランを始め、関連する他の東京都の計画との整合性を図っているところがございます。今年度、平成30年度から32年度までの3か年の計画としまして、昨年度末に策定されているところがございます。

本計画の基本理念と施策目標は、資料記載のとおりとなっております。基本理念としましては、全ての都民が共に暮らす共生社会の実現、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、障害者がいきいきと働ける社会の実現の3つを掲げているところがございます。

施策目標につきましては、こちらのとおりとなっております。

資料をめくっていただきまして、3の策定経過をご覧くださいませでしょうか。都では計画の策定に当たりまして、条例に基づいて設置をしております東京都障害者施策推進協議会、こちらでご審議をいただいて、同協議会から提言を受けているところがございます。

計画の策定に当たっての審議内容ですけれども、非常に多岐にわたっている状況がございますので、専門部会を設置して、審議をしたところがございます。平成29年7月10日に第1回専門部会が開催をされております。このときに、地域におけるサービス等提供体制について部会が開かれております。この専門部会におきまして、東京都自立支援協議会の第4期の活動のまとめ、平成28年度活動報告、こちらを資料として提出しております。東京都障害者施策推進協議会の事務局から、資料内容のご報告をさせていただいているところがございます。

この第1回の専門部会を含む全6回の専門部会での審議を経まして、東京都障害者施策推進協議会総会で提言として整理をされ、平成30年2月5日、同協議会から知事宛てに提言をされております。これを受けまして都が計画案を作成しまして、2月27日にパブリックコメントを実施して、3月29日、計画の策定・公表という流れになっているところがございます。

こちらの計画の進行管理としまして、計画に定める成果目標と活動指標につきまして、東京都では、年1回は実績を把握して分析・評価を行って、これを東京都障害者施策推進協議会に報告をして、意見を聴取することとしております。必要がある場合については、計画の変更、事業の見直しをすることとしています。

こちら昨年度の東京都自立支援協議会の第2回本会議、それから会議後の意見提出等によりまして、本協議会の委員の皆様から計画案に対する意見をいただいたところがございます。各委員の方からいただいた意見ですけれども、計画の策定を所管しております、東京都福祉保健局障害者施策推進部に対しましていただいた意見について説明をするとともに、意見交換を行っております。

各委員からいただいた意見ですけれども、文言とか表現等について違いはあったものの、東京都障害者施策推進協議会の各委員からも同様の意見が出されておまして、その内容について審議をされ、計画への記載等、検討もなされているところがございます。意見を出された東京都自立支援協議会の各委員の考え方と東京都障害者施策推進協議会での意見、また、都の計画策定に当たっての方向性については、基本的に一致しているということを確認したところがございます。

今後ですけれども、東京都自立支援協議会での各年度の活動報告や各期のまとめにつきましては、東京都障害者・障害児施策推進計画の進行管理に当たっての意見や参考となるように、引き続き東京都障害者施策推進協議会へ提出していきたいと考えております。

その他、例えばですけれども、都で障害者総合支援法の施行事務を所管しております、障害者

施策推進部地域生活支援課から、都における地域課題等の意見を求められたときには、東京都自立支援協議会として意見をまとめ、提出をしたりですとか、東京都自立支援協議会としまして都の地域課題等を取りまとめた場合につきましては、地域生活支援課を通しまして都に意見を挙げていくことができるというふうに考えております。

続きまして、資料5をご覧くださいませでしょうか。東京都地域福祉支援計画になります。こちらの計画ですけれども、社会福祉法の第108条に規定をしております都道府県地域福祉支援計画としまして、今年度、平成30年度から平成32年度までの3か年の計画としまして、昨年度末に新たに策定されたものとなっております。こちらは福祉保健局の総務部企画政策課が所管をしております。東京都では、障害分野の障害者・障害児施策推進計画の他、高齢分野は東京都高齢者保健福祉計画、それから児童・子育て分野は東京都子供・子育て支援総合計画、このように各分野ごとに計画を策定しております。

東京都地域福祉支援計画は、これらの福祉分野の総合的な計画として3つの役割を持っております。1つ目の役割が都における福祉施策を支えるという役割、2つ目が個別計画のはざまを埋めていく役割、3つ目が各福祉分野を横につなぐという役割、この3つの役割を持っているところでございます。

こちらの背景としましては、国の動きがございます。高齢者、障害者、児童と対象の方ごとに縦割りで整備されてきた支援制度のもとで、実際には対応が非常に困難になっている事案が出てきているという状況があり、国は分野ごとの縦割りを超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画をして、世代や分野を超えて丸ごとつながっていく、「我が事・丸ごと」、こちらを理念としまして、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しており、平成29年6月に社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正を行ったところでございます。東京都では、先ほどご説明させていただいたとおり、障害、高齢、児童分野の各計画、こちらを相互に整合性を図りながら策定しており、先ほどの3つの役割を持つ福祉分野の総合的な計画として、こちらの計画を策定したということになります。

今後、東京都地域福祉支援計画推進委員会を立ち上げまして、各区市町村の取組等を調査して、区市町村の取組への支援など施策の検討等を行うこととしているところでございます。

続きまして、資料6をご覧くださいませでしょうか。東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）の概要（案）となります。こちらの資料ですけれども、昨年12月に条例制定にかかわるパブリックコメントを実施した際の資料となります。こちらは都庁の障害者施策推進部計画課が所管をしているところでございます。

東京2020大会を見据えまして、都民及び事業者が障害者への理解をしっかりと深めて、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会・ダイバーシティの実現を目指すものとなっております。

条例の概要（案）として、4点が掲げられております。1つ目ですけれども、「事業者による合理的配慮の提供」、こちらを義務づけるというものになっております。法律上は努力義務とされているものを、都の条例では義務づけるとしているところでございます。

2点目は、情報保障の推進・言語としての手話の普及になります。

それから、3点目は、専門相談体制の整備としまして、障害者の方、それから事業者側、双方からの相談を受け付けるという体制になっております。

4つ目は、紛争解決の仕組みとしまして、第三者機関として調整委員会を設けまして、悪質な事案の場合については、知事は勧告、公表を行うこととしております。法律上は勧告までとされているところ、都の条例では公表まで行うという内容になっているところでございます。

こちらの条例ですけれども、冒頭所長の挨拶にもありましたが、今月開催されます東京都議会第2回定例会に提案をして、今年10月1日の施行を予定しているところでございます。

以上が都が策定した計画と、いわゆる障害者差別解消条例についての説明となります。東京都

の施策の動向としまして、ぜひご参考にしていただければと思っております。

以上でございます。

- 岩本会長 ありがとうございます。非常に資料の中身が濃いものが続きましたけれども、4、5、6あわせて、委員の皆様からご質問、ご意見等いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

金川委員、お願いします。

- 金川委員 世田谷区にあります、サポートセンターきぬたの金川です。よろしくをお願いします。

すみません、2点あるんですけど、1個1個ばらしたほうが、2点丸ごとの方がいいですか。

- 岩本会長 どちらでもいいので。

- 金川委員 進行上の都合によりますけど。

- 岩本会長 では、まとめて言っていただいて。

- 金川委員 よろしくをお願いします。1つ目は、資料4のところ、協議会の意見のところと施策のほうで意見交換をしてというお話を先ほどしていただいている、すみません、前回の協議会の記憶が大分曖昧なので、実はもうそこでされたということかもしれないんですけど、意見の一致が見られた部分を知りたいです。腹を割って話している部分もあると思うので、全ての逐語録ではなくてもいいと思うんですけど、一致した方向性とか、ここは共通だったよねというようなところが、実際にどの部分だったのかとか、どんな意見だったのかというのが、どこかに載っているんですからそこを改めて確認したいなということ。もう1つが、資料6のほうの差別解消法のほうなんですけれども、非常に踏み込んでいて、大事なことだなというふうに思っていますが、サービス提供事業所のほうで最近時々話題に出てくるものが、通所の事業所だったり相談を受ける窓口において、合理的配慮という以前の課題として環境整備があげられています。段差があったりだとかということで環境を整えなきゃいけないということで、世田谷区なんかも、新規の物件に事業者が移る場合には、ユニバーサルデザインのところで基準がすごく細かくあって、それをクリアするようというふうにはなっているんです。ですが、実際に、まちで新規の建物がみんなそうになっているわけではないので、引っ越せる物件自体が非常に少ない、もしくは非常に高額であるというようなことになっているので、事業者だけに環境整備や合理的配慮とかそういうので、段差とかいろんな当事者の方が利用しやすいようになっても、実際これに対応し切れない現実があって、ここまでするのであれば、実際都内中の新しく建てる建物というのは、障害の方に対応する目的で造られたものじゃなかったとしても、全てにおいてユニバーサルデザインの基準を満たすぐらいになっていかないと、実際は事業者のほうも対応したくても対応し切れなくて、結局当事者の方にいつも我慢していただくという状況が、まだまだ都内では多いなというふうに思いますので、こちらのほうのものというのを、ぜひ障害施策の分野だけじゃなくて、ほかの国土交通とかになるのでしょうか、建物のほうの全体に対して発信をしていただくということが必要になってくるのかなというふうな実感を持っているので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

- 岩本会長 ありがとうございます。資料4についてはご質問、資料6に関してはご意見と承りましたけれども、事務局から資料4に関する回答をお願いしますか。

- 森下課長 多数のご意見が出されているので、それら全てについて、これとこれが一致するというのは説明として難しいと思えます。例えば、高齢者分野と連携して等の記述をした方がいいんじゃないかというご意見をいただいております、実際には、東京都高齢者保健福祉計画が策定をされていて、その中で例えば共生型サービスの創設等、非常に大きなくくりではあるけれども、計画の中では記載がされているということだったりとか、訪問系サービスの人材の確保施策等が必要ですよといったご意見もありましたが、例えば在宅サービス等の充実として、今回の計画で新たな項目が追加されていて、適切な支援を提供できる人材の養成等についても計画の中では触れているといったところで、その1個1個が一致するというのはなかなか難しいんですけども、皆さんが感じているような内容については、当然推進協議会の委員の方々にも現場でいろんなことを感じている方が入っている、そういったものを踏まえて計画を策定しており、基本的な方向性については決してずれ

ているものではなくて、一致しているというところで意見交換が終わったところでございます。

- 岩本会長 よろしいでしょうか。このあたりのところは、障害者施策推進協議会と自立支援協議会の関係とか、幾つか整理する点も必要かと思っておるところです。

また、昨年度の第2回の本会議以降のギリギリの日程で意見を挙げていただいたため、この協議会全体の意見として練れているかという問題もあったと思います。その時間的余裕もなかったことから、今後はそのあたりのことをきちんと検討しながら対応していけたらいいと考えているところですよ。ありがとうございました。

新井委員から手が挙がりまして、お願いします。

- 新井委員 すみません、1点。資料6の条例に関してなんですけども、1の事業者による合理的配慮の提供の義務化ということで、法では努力義務というふうになっておりますけども、市として対応というのが難しいなと思っておまして、東京都さんがこのような義務化ということというのが、市にも及ぶのではないかなという。

それから、これ事業所の方からもご意見も幾つか出ておまして、義務化しなくちゃいけないのかというような、義務化というか必ずやらなくちゃいけないのかというようなところもあって、その線引きというか、その辺の整理を何かわかるようなものがあると、ありがたいなというところが1つと、パブコメで何かこの辺のことについてのご意見等がありましたらご紹介いただきたいんですけども。

以上です。

- 岩本会長 ありがとうございます。資料6、条例案についてですね。先ほどの金川委員もこの件に関するご意見だったと思っておりますので、その点も含めて今のご発言について、事務局から発言をお願いします。

- 八木委員 東京都の障害者施策推進部の八木と申します。よろしくお祈りいたします。直接のこの条例の所管ではないんですけども、同じ部と一緒に会議の場で話を聞かせてもらっている者でございます。

合理的配慮ですけども、先ほどのお話、金川委員からもお話あって、また新井委員のほうも市内の事業者の不安なんか伝えてくれたところだと思うんですけども、必ずしも、これってハード面として初期投資が大きくかかるもの、そこまで必ずしないと行けないと、そういった内容のものとはなってございません。ただ、金川委員からもお話があったとおり、障害者の方がサービスを受けやすくしていくためには、ハード面での対応というのも、それはもちろん重要で、それについては、障害だけじゃなくて高齢者ですとか、あとは、さまざまなお子さんを連れてお母さんだったり、そういった方々が暮らしやすい社会の実現ということで、ユニバーサルデザインに向けた取組というものを計画を立てて、ハード面ではそういったものを進めているところでございます。

ここで言っている合理的配慮なんですけども、障害分野として皆様方、事業者の方にご協力をいただく点につきましては、まだこれ条例として今後提案していくところなんですけども、実際にどこまで事業者として求められるのかって、すごく不安に思われているところもあるかと思っております。これについては、さまざま職種だったり規模だったり、あと繁閑期、忙しい時期だったり、そうじゃない時期だったり、個性がすごく強いものだというふうなことで考えておまして、こういったことについては、こういう事例ではどのような場合が合理的配慮、ここまで事業者として求められるというようなことの事例集みたいなのを今後作って行こうと、そういった話も出ておりますので、そういった点で、今後、障害者の方が本当にサービスを受けられやすいように事業者の方、東京都区市町村一丸となって取り組めるような、そういった取組例というものを事例の中から蓄積して、皆さん方にもお示ししていきたいと思っておりますので、その点よろしくお祈りいたします。

すみません、パブリックコメントでどんな意見が出たかというところ、ごめんなさい、本日は

よっと準備してございませんが。ありますか。

○森下課長 パブリックコメントの一部のご紹介というところになります。いろいろな不安を抱えている方がいらっしやって、今、八木課長の方からも説明があったように、どうなっていくかが見えないところが不安だというようなことで意見があり、具体的に東京都として示してくれないかというようなことが出ております。例えば事業者への説明会を新たに行うとか、啓発のパンフレットを新たに作成するといったようなことをコメントには返しているという状況でございます。

○岩本会長 よろしいでしょうか。

海老原副会長から一言。

○海老原副会長 すみません、一言補足というか。皆さんがよく勘違いをされることの中に、合理的配慮というものと環境整備がごちゃごちゃになってしまうことがたくさんあって、事前になるべく多くの不特定多数の方が使えるように整備しておくのが環境整備で、一般的にはユニバーサルデザインと呼ばれるものだと思うんです。

そうではなくて合理的配慮というのは、あくまでもそのとき個別にどう対応するかということなので、例えば、私が市内の八百屋さんに行きたいと言ったときに、その八百さんの前に大きな段差があって中に入れない。それで、では合理的配慮の希望として、私は、スロープをかけてくださいと言うことはできるんですけども、それはちょっと難しいという場合には、例えばお店の前に着いたら電話をするから、お店のスタッフが出てきてください。私が何を買いたいかと伝えるから、それを持ってきてください。それがオーケーとなれば、それも合理的配慮の1つなわけです。

だから、そのハード面だけにとらわれないし、事前にその環境を整えておかなければいけないということにとらわれてしまうと、ちょっと違うかなと思うので、障害のある人たちが来たときに、とにかく拒否をしない。その人に対して自分が何をできるかということ、全ての都民が考えられるようにするということが、まずはこの条例の意義の第一歩なのかなというふうに思いますので、その違いは、ちょっと知っておいたほうがいいのかというふうに思います。

以上です。

○岩本会長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問はございますか。

○安達委員 すみません。文京区障害者基幹相談支援センターの安達と申します。合理的配慮の部分ですが、義務という意味も何かわからないでもないんですけども、今お話あったように、双方が努力して、お互い理解し合って、穴を埋めていくじゃないですけど、そういうことが合理的配慮ということの一つの意味だと思うのですが、それを何か、いわゆる事例集みたいなものを例えば作って、こうするんですよという義務としてやっていくというのは、性格が大分違うような気が私はしてしまっているんです。何かその辺の捉え方はどうなのかしらという感じがします。何で努力義務という義務という形で縛っておく必要があるのかなというところが気になったのが1点。

あと、この差別解消法を具体的に進めていくに当たって、当たり前のことですけども、その障害分野の中だけで解決する問題ではなく、日本人の生きざまそのものにこれは根差す問題かと思うんです、差別を解消していくという問題は。そうなってくると、ここの障害分野の問題だけではなくて、いろんな分野がこれまたがって一緒に考えていって、解決していかなくちゃいけない問題です。

ここで問題になるのは、この施策の縦割りの問題、あと省庁の縦割りの問題というのも必ず出てきて。具体的に基幹相談支援センターでは、この差別解消に関するものの苦情を受けた場合には、しかるべき今決められているルートに沿って対応していくわけですけど、例えば高校生のお子さんの差別の解消の課題となると、障害分野でなくて、教育の分野になり、教育の分野でどれだけこの差別解消に関する理解が進んでいて、しっかり対応してくれるかが大きな課題になってしまうわけで、なかなかそういう意味では、合理的配慮に基づいた動きがなかなかとりづらいのが、今現実なのかななんて思って現場ではやっています。

ですから、どれだけこの法律をほかの分野にまでちゃんと発信し、一緒に考えていけるかということをやっているかないと、ある意味これがもろ刃の剣になってしまうのではないかなという大きな懸念自体を持っております。

以上です。

○岩本会長 ありがとうございます。本議題は報告事項ではあるのですが、この件に関しては、委員の皆様いろいろご意見を挙げていただきました。今挙げたご意見は、どこかに伝えるということは可能なのですか。

○八木委員 安達委員、いろいろご意見をありがとうございました。一般的な話として、よく行政施策を進める上で縦割りという話をされるところでございます。この点につきましては、行政は法律に基づいた権限ですとか、そういった範囲でやっていますので、組織的なものというのがどうしても出てくるところではあるんですけども、先ほど、この障害分野におきましては、資料4でお示しました推進計画の策定等に当たっては、先ほどもお話あった教育分野ですとか、さまざまな分野、委員となって各所管の課長が出てきておりますので、そういった中で障害者の方々が生活できやすいように行政の分野ごとに、障害分野だけで進めるのではなくて、他の分野と連携して、共通認識を持って施策を進めていくということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

あと、事例集等々について、ちょっと義務化と似合わないんじゃないかというご意見をいただいたところでございますけども、こういった合理的配慮ということが義務化されて、そういった意思がある人がどうやったらいいかわからないという方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方々の参考になればということで、事例集なり、そういったリーフレット等の作成をしていくというふうなことで考えているというところでございます。

さまざまご意見があるかと思っておりますけども、その分野その分野で情報共有しながら、委員の意見がなるべく施策に反映できるように努めていきたいと考えております。

○岩本会長 ありがとうございます。ちょっと時間が押しているところですがけれども、これだけはこのご発言がある方は、お願いしたいと思っております。

よろしいでしょうか。その縦割りを是正するという意味で、地域の総合計画の策定も各自治体でも進んでいるところかと思うので、今後どのようにそれが進むかが重要かと思っております。

ありがとうございます。十分な時間がなくて申しわけございません。

そうしましたら、続いて、協議事項に入りたいと思っております。協議事項の1番目、平成30年度東京都自立支援協議会協議事項についてとございます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○森下課長 それでは、資料7をご覧くださいませでしょうか。平成30年度東京都自立支援協議会協議事項についてになります。

昨年度の第2回本会議のグループ討議で、実行委員グループごとにそれぞれの活動を振り返っていただきまして、今年度につながるようなご意見を出していただいたところでございます。今年度の協議事項ですけれども、これらのいただいたご意見を踏まえまして、三役と事務局の方で今年度の協議事項（案）と活動計画（案）を作成して、今年度の第1回本会議で協議をしましょうとしたところでございます。

本日、この資料7で今年度の協議事項（案）についてお示しをしたいと思っております。資料の太枠で囲んであって薄く色がついている箇所になりますけれども、第5期のテーマ「都と地域の協議会活動の双方向性を強化し、東京都における地域課題を考える」となっております。活動の方向性の後半部分になりますけれども、双方向での情報収集・発信機能を強化し、東京都における地域課題等を共有するとなっております。

昨年度は、協議事項、東京の協議会活動がさらに機能するために何が必要かというところで、1年間取り組んできたところでございます。資料には、第2回グループ討議で出された意見をい

くつか列挙しております。

交流会グループからは、1つ目の丸になりますけれども、参加者が各自治体に持ち帰り、地域の協議会活動に活かしていけるような企画、仕組みが必要とか、4つ目の丸のところで、各地域の情報の収集と発信ができる仕組みが必要となっております。

それからセミナーグループでは、1つ目の丸、当事者、家族、多様な方々が意見交換できる。すなわち多くの参加者が情報共有できる場が必要といった意見とか、3つ目の丸では、当事者や障害福祉にかかわるいろいろな立場の人たちが発信できる場が必要といった意見をいただいております。

最後に、動向集グループでは、1つ目の丸のところで、各協議会の活動が見える仕組み、5つ目では、内容により冊子発行の他、WEBの活用等を検討、情報発信の方法に言及する意見がありました。

そこで今年度の協議事項ですけれども、情報発信と発信すべき情報の収集というところをキーワードで考えまして、「東京の協議会活動を活性化させる情報発信・情報収集の仕組み作り」と事務局案をお示しさせていただいたところでございます。

なお、今年度の実施策ですけれども、昨年度の第2回本会議でも確認をしているところですが、昨年度に引き続きまして交流会、セミナー、動向集のそれぞれ実行委員体制で取り組んでいただきたいということと、交流会、セミナー、動向集の調査項目は、今年度の協議事項に沿った内容にしたいということ。それから、今年度の第2回の本会議で、第5期のまとめの討議を行いたいと考えております。

また、今年度の協議事項を踏まえまして、早速本日の本会議で具体的にご検討をいただきたいこととして、第5期のテーマ、それから今年度の協議事項に沿った交流会、セミナー、動向集の調査項目、それぞれの企画の検討。それから、「東京の協議会活動を活性化させる情報発信・情報収集の仕組み作り」を協議事項とした場合、短期的に取り組みそうなことと中長期的、来年度以降に継続して検討したいことについてのご意見をいただきたいということ。それ以外に、その他としまして、日ごろ気になっていることについてもご意見をいただければと思っております。

事務局からは以上になります。

- 岩本会長 ありがとうございます。テーマは第5期を通じてということで昨年度と共通ですけれども、今年度は「東京の協議会活動を活性化させる情報発信・情報収集の仕組み作り」に焦点化した協議事項としています。こちらは、昨年度の第2回本会議の皆様のご意見をまとめて、事務局案として提案していただきました。

もう既に交流会の実行委員会は活動をスタートしているところですが、この協議事項を共有して、それぞれの実行委員の活動、あるいはこの本会議の協議を進められるかの確認をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もっとこうしたほうがいいんじゃないかというご意見がございましたら挙げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この事務局案は、第2回本会議の皆様のご意見を集約した形ですので、私たち会長、副会長で事前に拝見して、これでいいのではないかと考えているところです。委員の皆様もこちらでよろしいでしょうか。

(はい)

- 岩本会長 ありがとうございます。そうしましたら、協議事項はこの提案の案をとって確定したいと思っております。具体的な検討事項①、②、③は、後のグループ討議で、ぜひ皆様に意見交換していただきたいところでございます。

そうしましたら、続きまして、今年度の自立支援協議会活動計画について、また事務局よりご説明をお願いいたします。

- 森下課長 それでは、資料8について説明をさせていただきます。平成30年度東京都自立支援協議会活動計画（案）となります。

上段が、本会議の開催予定となっております。第1回は本日となります。第2回ですけれども、年明けの2月を予定しております。早目に日程を決めてくださいというご意見もいただいているところがございますので、早々に日程を決定いたしまして、メーリングリストを使ってお知らせをしたいと考えているところがございます。その下の段が交流会、セミナー、動向集のそれぞれのスケジュールとなっております。

始めに、交流会ですけれども、先ほども会長からご説明がありましたように、交流会の実行委員の皆様については、既にメーリングリストで今年度の交流会のテーマ等をご検討いただいているところがございます。今年度の交流会は、8月28日、火曜日、オリンピック記念青少年総合センター、小田急線の参宮橋の駅のところにある施設になりますけれども、こちらで実施をすることとなっております。

本日のグループ討議では、テーマや構成の他、前半の全体会の内容によっては講師の候補ですとか、グループ討議の進め方、参加者への事前アンケートの内容等も決めていただいて、今月の下旬には何とか区市町村宛てに参加者募集の通知を送っていきたいと考えているところがございます。

次に、セミナーですけれども、本年度のセミナーは、12月12日、水曜日、場所は練馬区立産業プラザ、coconeriホールで行うこととしております。本日のグループ討議では、テーマの他、例年都庁の大会議場で実施しておりますけれども、場所が変わり、会場が一面フラットなホールになりますので、構成とか形態の検討をしていただければと思っているところがございます。

最後に動向集ですけれども、今年度の協議事項、先ほどご承認いただきましたけれど、東京の協議会活動を活性化させる情報発信・情報収集の仕組み作りですので、東京都の協議会から発信したい内容、地域の協議会の方々を知りたい情報になるかと思っておりますけれども、効果的な情報発信の方法として、どのような情報をどういったツール、冊子とかホームページ等、どんなツールで発信していくのが良いか等、ご意見をいただければと思っているところがございます。

今年度も、年度末には全区市町村を対象としまして、調査を実施したいと考えております。本日のご意見からどのような情報を収集するかについて、整理をしていきたいと考えております。

事務局から以上になります。

- 岩本会長 ありがとうございます。ある程度日程が決まっているところもございまして、それに沿ってこのようなスケジュール、計画（案）をご提案いただいております。この計画（案）について、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。中身についてはグループ討議で詰めていただくこととなりますが、特にご質問なければ、この計画（案）で確定ということで進めてよろしいでしょうか。

(はい)

- 岩本会長 ありがとうございます。そうしましたら、今年度の協議事項と活動計画が決まりましたので、これに沿って、グループ討議に移りたいと思います。グループ討議は、昨年度の第2回本会議と同じように、実行委員のグループで討議をしていただきたいと思います。先ほどもお示ししましたけれども、資料2の裏面、グループごとの名簿になってございますので、このグループで進めさせていただきます。各グループの進行については、交流会グループは海老原副会長、セミナーグループは金澤副会長、動向集グループは川上委員に、それぞれグループのリーダーをしていただきます。よろしくお祈りいたします。

また、資料の9ですけれども、レジュメをご用意いただいております。概ねこのような枠組みでグループ討議をしていただきたいということです。第5期のテーマと今年度の協議事項を目標に描きながら、1つ目に第5期テーマと今年度の協議事項に沿ってそれぞれの実行委員ごとに、交流会企画、セミナー企画、動向集の企画の検討をお願いします。

2つ目として、今年度の協議事項である東京の協議会活動を活性化させる情報発信・情報収集

の仕組み作りについて、短期的な取組事項、中長期的な取組事項として何が必要かというテーマでお話いただきたい。

そして、3つ目として、今期の本協議会は各地域の協議会等で活動されている方に多く集まっていたいておりますので、そういった日ごろの活動を通して気になっていることなどの意見交換もしていただくと、それが次の協議会の活動につながっていくのではないかと考えております。

各グループそれぞれスケジュールがありまして、交流会はもう具体的に内容を詰めなければいけないので、特に1つ目の項目に討議のウエートがかかるかと思っておりますので、討議の順番や時間配分は、各グループの状況に応じて進めていただければと思います。全てにおいて話さなければいけないということではありませんので、概ねこの柱を意識しながら協議していただければと思います。時間は70分ほどとりたいと思います。

それでは、会場の移動等について、事務局からお願いいたします。

- 森下課長 それでは、説明をさせていただきます。この後、3つのグループに分かれていただいて、会場の移動をお願いいたします。交流会グループの委員の方はそちら、この研修室内が場所となります。セミナーと動向集の方は、廊下に出させていただきます。高次脳機能障害者支援室という部屋が2つ並んでございます。セミナーが右側、廊下側です。動向集が左側、奥側がお部屋になります。会長からグループ討議の時間として70分ほどとのことでしたので、2時半には開始できますよう、ちょっとタイトですけれども、移動と休憩をお願いしたいと思います。

グループ討議は3時40分終了、3時45分から全体討議を開始したいと思いますので、それまでには現在のお席にお戻りいただければと思います。

また、各グループには事務局の他、連絡調整委員も入らせていただきますので、何かありましたらお申しつけいただければと思います。

大変恐れ入りますけれども、資料とお飲み物については、各部屋にご持参をお願いしたいと思います。座席札につきましては、グループ討議の会場に用意しておりますので、こちらはそのままにしておいていただければと思います。

それでは、移動のほうよろしくをお願いいたします。

(午後2時28分 グループ討議開始)

(午後3時46分 グループ討議終了)

- 岩本会長 休憩時間が短いですが、45分を過ぎましたので、全体討議に移らせていただきたいと思っております。70分間という限られた時間でしたけれども、私も各グループに少しお邪魔しまして、いろんな活発なご意見が出ているという印象を持って聞いておりました。各グループのリーダーから、5分ほどで申しわけないですけれども、どのような協議内容であったかご報告をお願いしたいと思います。

始めに、交流会グループの海老原副会長からお願いします。マイクをお願いいたします。

- 海老原副会長 交流会のグループ討議を報告させていただきます。

交流会は8月ということで、もう時間も差し迫っていて、私たちのチームでは、3つテーマがあるうちの1番目の企画の部分、交流会についてというところを集中的に話を詰めさせていただきました。

まず、テーマなんですけれども、幾つか事前に皆さんからご意見いただいていたのですが、その中でどれに絞り込むかということで、最終的には、地域での自立支援協議会の中の本来の役割というのは、個別で支援をしていく中で浮き上がってきた地域での課題というものを協議会に挙がって、どう解決していけるかという機能のはずなのだけれども、実際には部会は活発に動いているけれども、全体会としては、なかなかその課題解決というところまで結びつかなくて、そういう力をどうやったらつけていけるんだろうかと。地域の課題は挙がるは挙がるけれども、挙がり放しで全く解決に結びついていかないことが多いので、それを今後どうしていきたいかという

ようなことが、やっぱり皆さんの関心の中心として挙がりましたので、それをテーマに据えることにしました。

形、形式についてなんですけれども、去年は話題提供ということで、40分から1時間近く実際の事例の報告をしていただいて、それをグループの中でも参考にしながら、自分たちの自治体のことをしゃべるといふ形だったんですが、反省会の中で、ちょっと話題提供の時間が多くてグループディスカッションの時間が少なくなってしまうので、もうちょっとディスカッションの時間を長くとりとうことは、皆さんから一致した意見として挙がっていて、ただ、グループワークにいきなり移ってしまうと漠然としているので、どういうことをグループの中で進めてもらいたいかという内容を、どういう方向性でディスカッションしてもらいたいかということ事前に示すために、ミニロールプレイみたいな形で小さいシンポジウムをして、自分たちの協議会の中ではこういう形で地域課題が挙がっているけれども、ここでなぜかとまってしまっているよとか、いや、こういうふうによく解決できた事例があるよとか、自分たちの自治体の協議会の構成も含めながら、その仕組みについてディスカッションというかシンポジウムをすると。それが30分ぐらいで、その後グループに分かれてディスカッションに移ろうという話になりました。

グループディスカッションの仕組み、構成なんですけれども、まず最初に近隣の地域、去年と同じように自治体が近い人たち同士で集まって、自分たちの地域柄こうだよねとか、同じような課題があるよねとか、いや、実は違うよねみたいなディスカッションをしていただく。そして、後半はちょっと違うところで、市部と区部がまざった、完全にまじり合ったグループにシャッフルして、自分たちとは全然地域も違う、自治体が違うところでこんなことをやっているかという意見を聞こうということで、1回シャッフルをすることにします。

最後に、もう1回、自分たちの自治体ごとに集まって、今までディスカッションしてきた中でこういう仕組みを取り入れたいねというようなことをまとめていただいて、最後に、去年の反省として、キャッチフレーズ、自分たちの協議会に何を取り入れたいかというようないいキャッチフレーズができたにもかかわらず、実際に協議会に持っていくことができなかつたとか、協議会でそれを取り上げてもらえる機会がなかつたというようなことがあつたので、どうやったら協議会の中で、この取り入れたいこととか、これから作っていききたい仕組みを協議できるか、どうやったら自分たちの協議会の中にそれを持ち込めるかというような仕組みの部分について、チームごとにまとめて発表していただくということになりました。

あとは、その申し込みのときに事前のアンケートとして、自分たちの協議会が今どういう形で地域課題を挙げるような仕組みになっていて、それがどういう形で解決できるような仕組みになっているのか、もしくはなっていないのかというようなことを、具体的に自分たちはこういう、その参加者一人一人が自分たちはこういう課題を持っていて、それをうまく挙げられた事例とか、挙げられなかつた事例とかというものを個別的に体験した具体的な事例を、事前に書いておいてもらおうということまで決まりました。

チラシに書く大きなテーマ、キャッチフレーズまではちょっとまだ絞り込めずに、各自アイデアを出したところで終わりました。

以上です。

○岩本会長 ありがとうございます。交流会の内容が具体的に決まって、安心いたしました。ありがとうございます。

では続いて、セミナーグループ、金澤副会長からお願いいたします。

○金澤副会長 金澤です。セミナーグループでは、議論がちょっといろんな方向に飛びまして、一言でちょっとまとめ上げるって非常に大変なことなので、この場では非常に簡潔な報告になってしまいかもしれないんですけども、ご容赦いただきたいと思ひます。

今、皆様のお手元に、今日の資料の資料7というのを、先ほど課長のほうから説明をいただいた今年度の協議事項について（案）というやつですけれども、このセミナーのところの取りまと

めが非常によくまとまっております、今日のグループでの議論も、結構このところに収れんされたのかなという感じがいたします。

例えば当事者、家族を含めて、さまざまな方が集まって意見交換ができるような場にしたいかなど。できれば、当事者の方をメインに据えたような形でのセミナーの形ができればいいのかなど。できることであれば、さらに複数の障害の形といいますか、ハンディキャップのある方をお招きして、その方からの実際の生活の中にまつわるいろんなエピソードだとか、あるいは創意工夫だとか、そういうものを持ち寄っていただいて、その中から何かユニバーサルな普遍的な我々でもできるようなというような取組をみんなで学び合うみたいなの、そんなパネルディスカッションみたいなことができればいいんじゃないかなみたいな話も出たところです。

ここでは地域移行と地域生活のリアルみたいなということがありますけれども、今日の議論の中でも、まさに実際にそれぞれの現場で抱えている、あるいはちょっと心がほっとするような、ちょっと思わず笑みが浮かんでしまうようないろんなエピソードが語られまして、1つ1つはちょっとこの場では挙げられないんですけれども、そういったことを出し合って、みんなで共有するというのも大事なんじゃないかなというふうなお話になったところです。ちょっといいまとめ方をしていただいたので、ちょっと今、ちょっと活用させていただいたんですけれども。

さて、実際にセミナーの大きなテーマを、じゃあどういったところに据えるかということで、10月に東京都の差別解消条例が制定されるという話がありました。これは使わない手はないだろうというか、むしろきちんとセミナーの中でこのテーマを取り上げる必要はあるだろうというところです。キーワードとなるのは、合理的配慮という問題ですけれども、その合理的配慮が、いろんな人がわかりやすい形で、説明できるような形で取り上げないといけないのではないかな。あわせて、建設的対話ということも重要なことになってまいりますので、合理的配慮を進めていく上でのその建設的対話、これまさに、我々がこの間取り上げている双方向性のコミュニケーションということにもつながると思うんですけれども、それを各地域においてどういうふうに変現していくのか。あわせて昨今、「我が事・丸ごと」ということが、かなり強調されていまして、地域包括ケアシステムをいろんな障害の場、あるいは高齢者の福祉の場でもそういうことが取り上げられていますけれども、この地域包括ケアシステムとの兼ね合いをどう考えていくのかというふうなあたりも意見が出たところです。

いずれにしても、各地域において、やはり人と人とのつながりを結びつけていくような方向へ、私たちは持っていかないといけないと思うんですけれども、あと世の中がそうなっているかどうか、分断の方向に進んでいる面も否めないんじゃないかな。となると、やっぱり制度的なところで人と人とのつながりだったり、福祉サービスの中という観点から、その共生社会であったり、あるいはコミュニティという問題を取り上げるというのもそうですけれども、我々もっと日常的な中でいろんな人と人とのやりとりというものに、もっと目を当てていかないといけないかなというふうなことが出まして、それで、やっぱり大上段で福祉のあり方を制度論とかを語り合うのではなくて、できるだけ各地域での生活の実態に応じた形で何か実践であるとか、あるいは当事者の方の声を聞くような場面が持てればいいんじゃないかなというふうにもまとまったところではあります。

実際の進行の仕方なんですけれども、どなたかにそのあたりのことを、方向を概括的に話していただけるような方をお招きして、基調講演をいただいて。その後、前回もそうだったんですけども、当事者の方だったり、あるいは当事者の生活を支えている人たち何組かの方に登壇いただいて、パネルディスカッションを行ってはどうかと。あわせて、行政の立場でこの問題に対してどう取り組んでいるのかということで、行政の方にもご登壇いただいて、もっていったらどうかなというふうな話になったところです。実際のグループの話では、いろんなところに話は飛んだんですけども、ちょっと雑駁な話ですけれども、そんな形で考えていければいいのではないかなど。

それで、できれば、昨年度は第5期の1年目ということで三役と、あとは事務局が主導型で作ったセミナーとなりましたけども、今回は、できればセミナーの担当の委員が主体的に運営にもかかわれるような形で、日常的なコミュニケーションを大事にして取り組んでいければいいかなというふうなところで申し合わせをしたところですよ。

簡単ですが、以上になります。ありがとうございました。

○岩本会長 ありがとうございました。条例を切り口としながら、人と人をどのようにつないでいくかというテーマでのセミナー企画をご検討いただいたと理解いたしました。ありがとうございました。

続きまして、動向集グループについて、川上委員よりご報告をお願いいたします。

○川上委員 川上です。

いろいろな話が出たんですけども、ちょっと私なりに整理をすると、大きく2つのことがあったのかなと思います。うちのグループは主に動向集なので、2番のほうを中心に話をしたんですけども、双方向性というのを考えていったときに、東京都の役割は何なのかなという話になって、1つは、やっぱりセンター的な役割があるだろうという話が出ました。じゃあセンター的な役割とは何なのかというときに、きっといろんな側面があるんだと思うんですけども、1つはやっぱり情報がきちんと集まっているというところが、センターとしての役割の1つなのかなというふうなことが出ました。少なくとも、例えばどういう情報が集まっているかというのが、きちんとホームページを見るとわかるようになっていたりとか、あとは、今は東京都の内容が入っているんですけど、各自治体の自立支援協議会のホームページがあるんだとすれば、そこにリンクが張られているとか、そういうふうになっていてもいいのかな。今はどっちかという、動向集は行政が扱う文書みたいな形なんですけども、もっと当事者や家族の人も見たいなと思うようなものがあるんじゃないかなというふうな話が出ました。

そういう前提に立って動向集を考えていくと、いろんな意見が出たんですけども。1つは、今、事務局のほうからいただいた資料だと、大体500冊ぐらい配っているようなんですけども、東京都全体ではこんなに少なくないのかなと、もっと自立支援協議会というのがあるんだよということを知らしめるためには、もっと多くの人に手元にわたるように、分厚いものじゃなくてもいいから、概要版みたいなものでもいいから配布をしたほうがいいんじゃないかなというふうな話が出ました。

それから、動向集、皆さん頭の中にイメージがあるかどうかわからないんですけども、今のまとめ方は自治体ごとに自立支援協議会のメンバーは誰さんがいて、その下に部会が幾つあって、そのメンバーは誰でというような、それが自治体ごとになっているんですけども、基本、ずっとそれを踏襲するような形で、それに少しずつ項目を加えたり引っ込めたりということをやってきたんじゃないかと思うんですけども、一番最初に動向集を活用する、少なくとも各自治体にどうやって使いたいですかと聞いてないんじゃないかという話も出て、例えばどういうふうに使いたいか、どういう使い方をしたいのかみたいなものを、できたらアンケートをとって、それに沿って動向集を組み直してもいいのかなという話も出ました。

組み直す1つの考え方としては、今は自治体ごとになっているんですけども、1つは項目ごとに組んでいくとか、そうするとほかの自治体と比べることができるというのが出ました。それから、やっぱり福祉ってその人口規模で結構違うので、それを並べるときも、今は特別区があって、千代田区があって、ずっとあって、それから市があってという並べ方なんですけども、例えば人口ごとに区切って行って、割と大きな人口のところはそういう動きもあるだろうし、小さいところはあろうし、そういう例えば人口ごとに区切っていくとかという方法も考えられるんじゃないかなというふうな話が出ました。

それから、やっぱり福祉、特に自立支援協議会のほうはそうだと思うんですけども、各地区の特徴というんですか、例えば当事者団体の状況であるとか、いろんな例えば特別支援学校がどう

いうふうに配置されているとか、その地域の特徴みたいなものがないと、やっぱりイメージできないので、今は数的にきちんと整理をしてもらって比較できるようになっているんですけども、その背景にある地域の特徴であるとかみたいなものを、コラムでもいいですし、例えば、今年、各自治体で計画をまとめたので、その多分計画の最初のところにそれぞれの地区の障害の特徴というんですか特質みたいなものがあるので、そういうのをちょっと載せて、それから動向集で比較をしていけるようにすると、各自治体の背景がわかった中で、じゃあ自分たちはどうできるのかというのがわかるんじゃないかなみたいな話をして、いろんな、事務局が困るようないろんなことが出たんですけども、長い目で見て、そういうふうになんて編集をし直してみるのも、一つの動向集のこれからの意味なんじゃないかな。

それだけすると結構大変なので、本当に毎年出す必要があるのか、任期が2年だとすれば、2年間かけて1つのものをまとめてもいいのかな、2年かけていろいろ討議をして、最終的にまとめるという形でもいいんじゃないかなというような、そんなような意見も出ました。

雑駁ですけども、そんな形です。

- 岩本会長 ありがとうございます。ちょっとわくわくして聞いておりました。少し私もグループ討議を聞かせていただいて、そういった使いたくなるような情報をどのようにまとめていくかについて、いろんなアイデアが出ていたなと思いました。

いろいろな話があがったと思うのですが、5分程度でまとめていただきました。ありがとうございました。

10分ほど意見交換する時間をとっておりますので、例えば補足であったり、ちょっと言い足りなかったところなど、リーダー以外からのご発言をぜひいただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

交流会、セミナーグループは、主に1つ目の項目を中心にご検討いただき、動向集は少し中長期的なことも想定して、2つ目の項目を中心にご討議いただきました。多分その話の中にも、日ごろの活動を通して感じていることといった話も出てきたのではないかと思いますので、そのあたりについても改めてご発言いただくとか。せっかくの機会ですので、それぞれのグループのいい話を共有したいと思っております。いかがでしょうか。

- 金澤副会長 一言に障害の理解だとか差別解消といっても、やっぱりいろんな切り口があると思うんですけども、例えば、こんなエピソードが紹介されました。例えば、ある電車に乗っていて、急に乗っていた方の一人が明らかにてんかん発作のような症状で倒れてしまったと。そのときに同乗していたドクターと思われる方がすぐに対応してくださったり、あるいは次の駅にとまった瞬間に、近くにいた別の人が駅員さんにすぐに対応して行って援助を仰ぎに行ったりとか、そういった形で、実は何か一たび起こったときに、まだまだ私たちというのは、いろんな住みづらい、生きづらい世の中だとは言われていますけれども、何か人が困ったときにはすぐに手を差し伸べられるような、そういった関係性というのはまだ残っているんじゃないかと。そういったところを逆に切り口にしてこの障害の問題なんかというのでも取り上げていかないと、なかなか先ほど安達さんだと思いますけど、この差別解消の条例自体が、あるいは差別解消法自体がもろ刃の剣じゃありませんけども、逆に差別をあおってしまうような結果になりかねないんじゃないかというところが指摘されてきて、そういう意味では、やっぱりこういった取組を通じて、やっぱり人と人とをいかに新しいつながりを作っていくといいのかというようなことです。

あるいは、精神障害の分野で言うと、例えばなかなかお部屋を貸してくれない大家さんが多い中で、当事者の方に理解をしてくださって、部屋を積極的に貸してくれるような不動産屋さんが出て、周りの人にも、こういう人たちは別に怖いわけでも何でもなくて、安心して部屋を貸してくれるし、支援してくれる人もいるんだというような、間に入っていろいろかかわってくれるのか。そんな取組が、各地でいろんな形でやっぱり取り組まれているということなんです。

なので、できればあまり障害福祉という枠にこだわらずに、少しそこから福祉の外にとった

ら、ちょっとおかしい言い方かもしれませんが、いろんな方にこの問題について発言してもらえるようなセミナーにできればいいんじゃないかなというようなことが、発言があったのがよかったかなというふうに思います。

こちら側からいうと、どちらかというと、こういう問題になると、どうしても福祉の側から一般の人たちへの発信みたいなイメージですけど、それこそ双方向じゃないですけど、周りの方から福祉への発信みたいな感じでいろんな役目ができればいいのではないかなというような意見も出ました。

- 岩本会長 ありがとうございます。双方向性というところでは、今期の当初は各地域の自立支援協議会と東京都の自立支援協議会の双方向性というところに焦点が当たっていたのですが、さまざまな双方向性ということ、ビジョンとして挙げられたと思って伺っておりました。ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか、せっかくの機会です。その他の日ごろ気になっていることまでは、なかなかお話できなかったのかと思いますので、委員の皆様から、今、自分たちの地域で話題になっていることや、この点についてはどうなっているのかという疑問点でも、限られた時間ですけども、共有できればと思っています。

私が活動している武蔵野市の自立支援協議会でテーマになっているのは、65歳問題で、介護保険に移行するときのいろいろな問題が、当事者から声が挙がっています。スムーズな移行とよく言われるのですが、スムーズな移行というのは一体誰のためのどのような移行なのかということが、議論に上がっています。

皆様もどうでしょうか。日ごろ気になっていることやテーマとして挙がっていることがあったら、ご発言いただけると共有できると思いますが、いかがですか。

- 金川委員 すみません、金川です。

先ほども出ていたように、世田谷区の協議会の今、大きな課題の中では、児童と言われている障害児の方たちの計画だったり、医療的ケアが必要な方たちの支援が、本当にノウハウを持っている人が少ないということとか、精神科病院から地域移行というのが課題にはなっています。自分は地域移行のほうを集中してしているので、全然知らない部分もあるので、行政の方とか携わっている方がいらっしゃったら、実感をお聞きしてみたいなと思っています。先ほどから参考資料の2とか3とかで配られるもの、いつも計画相談の進捗率が気になるので見るんですけど、障害児のところのセルフプラン率というのが、非常にばらつきがあるなと思っています、この一部セルフプラン率の高い自治体があるというのが、やっぱりそういう担い手が少ないかということとそうせざるを得ないということなのか、それとも、ご本人、ご家族が希望されていて、それが一つの権利として自分たちはセルフプランでやっているということなのか、その捉え方というのが、自分はどんなふうに分かるか受けてみていただければいいんだろうというのが、実はすごくいつも悩んでいるので、実際携わっている方の実感があれば、ちょっとお聞きしてみたいなというふうに思っています。

- 岩本会長 この数字の背景は何かということだと思うんですが、いかがですか。どうぞ、お願いします。

- 加藤委員 国立市で支給決定をしている立場から言うと、障害児の相談支援、どの自治体もととは言わないですけども、障害児相談もセルフプランをできるだけ避けて、相談支援事業所を使いましょうということを徹底していらっしゃる自治体もあります。

セルフプラン率が伸びる背景としては、医療的ケア児のところよりも、放課後等デイサービスの利用がものすごく多く、放課後等デイサービスの事業所数は本当に東京都はすごいことになっているので、全国的かもしれないんですけど。とにかくそれを早く使いたいという保護者さんの思いもあり、とにかくセルフプランで通い始めて、ちょっと課題が大きかったり、事業所の個別支援計画のみならず地域の計画もあったほうがいいねってなったら障害児相談に移行するか、そういうこともありますので、とにかく放課後等デイサービス、児童発達支援などの障害児通所

を早く使いたいというニーズに応えようとする、セルフプランになっていく。

医療的ケア児の障害児相談に関しては、まだまだ相談支援事業所のほうに勉強を働きかけていけないと無理だなと。国立は、すぐ近くに都立の小児総合医療センターがあるので、手のひらサイズで生まれてきた赤ちゃんがやっぱり障害を残して、その後どういうふうに住んでいくかということになっていくんですけども。その医療関係者の方は、福祉の方にもぜひとも医療的ケアを学んでもらって、サービスをコーディネートして支えてあげてほしいと言われてますが、障害の相談支援事業所というのは得意不得意は皆さんありますけど、精神をやっていたり、身体をやっていたり、知的をやっていたりということで得意不得意はありますが、医療的ケアのある子供という分野を得意とできるような相談支援事業所は、そうそうない。

なので、まずその体についているこのチューブは何かということから勉強して、どうやって支えていこうということになるので、そこは相談支援事業所頑張れというだけでは済まない、やっぱりうまい働きかけが必要だなと思うのと、あと、私がかもともとの職が保健師だから感じるのかもしれないんですけど、今でこそ医療的ケア児云々って、障害児相談頑張れって言われますけど、保健師がやっていたんですよ、ずっと。東京都保健所の保健師であったり、各区市町村の保健師が退院のところから病院と連携をとって、コーディネートの役割を地域の保健師がやってきた。けれど、障害児相談は、多分厚生労働省の中で保健を扱う部局ときっと違うんだと思うんですけど、保健師という存在を全然見ていないなと思っているので、何かもうちょっと、今まで医療的ケア児は確かに増えてきてはいるけれど、今までだっていなかったわけじゃない。今までもいた、その子たちを支えてきた仕組みというのを、もうちょっと取り入れてくれてもいいんじゃないかなというふうに感じています。

○岩本会長 ありがとうございます。こういった日ごろ感じていることの見聞交換も、できるだけできたらいいと思っております。ありがとうございます。

各グループ討議でいろいろご意見を出していただいて、ありがとうございます。昨年度は1年目で初めての実行委員会方式ということで、十分な実行委員会の協議をする時間がなかったかと思えます。今年度はスタートの段階で今年度の企画をグループで検討していただけたので、この形で1年間進めていけるという手応えを持っております。

次の本会議は2月になります。対面式の協議が限られているものですから、メーリングリストをぜひ活用していただいて、ご意見を挙げて進めていただきたいと思います。

具体的な詰めのところでは事務局と三役にお任せいただくこともありますが、基本的には実行委員会主体で進めていただくと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これからもメーリングリストで進めていただくということでよろしいでしょうか。

(はい)

○岩本会長 よろしくお願いたします。

それでは、続いて、その他について事務局からお願いたします。

○森下課長 それでは、参考資料1から参考資料5まで説明をさせていただきたいと思えます。

参考資料1をご覧くださいませでしょうか。こちらは、昨年度の第2回本会議議事録の概要、議事要旨となっております。議事要旨の作成にご協力いただきまして、ありがとうございました。かなり時間がたってしまって、大変申し訳ございませんでした。こちらの議事要旨、当センターのホームページに掲載いたしますので、その点、ご承知おきいただければと思えます。本協議会の議事録ですけども、全文公開が原則となっております。本日の本会議につきましては、冒頭にご案内しましたとおり、グループ討議を除いて全文公開をさせていただきます。速記録ができ上がり次第、各委員にご確認をいただく予定としておりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

続きまして、参考資料2と3です。たった今、いろいろリアリティーのある話がされた後ではありますけれども、都道府県別と都内の区市町村別の計画相談支援実績についての資料になりま

す。毎回、参考資料としてご報告もさせていただいているものとなっております。

参考資料2をご覧ください。上のグラフですけれども、計画相談支援の実績になっていて、下が先ほども話題になっていました障害児相談支援の実績となっております。右肩に進捗率とありますが、これはサービスを受けていらっしゃる方に対して、実際計画が作られている方の割合となっております。セルフ率は、計画を作った方の中でセルフプランの割合となっております。

上段ですけれども、全国では計画作成済者の割合98.8%で、1年前が97.1%。セルフ率のほうが16.6%で、1年前は17.4%。計画作成済者の割合は上がって、セルフ率は下がっているという状況となっております。

東京都ですけれども、グラフの左から13番目が東京都となっております。計画作成済者の割合98.5%で、1年前が95.7%という状況。セルフ率が21.5%、こちらは1年前が23.3%です。計画作成済者の割合は、ほぼ全国に並んでいる状況ですが、セルフプランの作成割合は、全国に比べて若干高いという状況になってございます。

下のグラフが障害児の相談支援実績となっております。全国と比較した傾向ですけれども、計画相談支援実績と同様でセルフプランの作成割合が高いというところとなっております。

続きまして、参考資料3をご覧くださいませでしょうか。こちら都内の区市町村別の相談支援の実績となります。計画作成済者の割合ですけれども、島しょを除いた内地の区市町村は全て、9割には達している状況となっております。先ほども話題になっておりますセルフプラン率は、自治体によってかなり差があるという状況でございます。

障害児相談支援実績ですけれども、特にセルフプラン率が自治体による差がさらに大きくなっているという状況になっていて、全体的にも高くなっているという状況がございます。

続きまして、参考資料4をご覧くださいませでしょうか。障害者総合支援法関連研修の受講者の状況でございます。

1番目の表ですけれども、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員研修の受講者の実績となっております。グラフですけれども、上段が相談支援従事者研修、下段がサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の申込み者数と修了者数の推移となっております。

申込み者の数ですけれども、制度の変更とか、それに伴う経過措置、その終了年度によって大きく変動するという状況でございます。近年の傾向ですけれども、相談支援従事者研修が概ね800人程度で推移をしているところです。サービス管理責任者等研修については増えている状況で、東京都では今年度200人受講者の定員を増やして対応をしているという状況でございます。

サービス管理責任者等研修ですけれども、分野別で見ると、特に児童、就労分野の数が増えているという状況でございます。

最後、参考資料5でございます。障害者総合支援法関連研修に係るカリキュラム検討についての説明資料となっております。

国におきまして、相談支援従事者研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の研修体系の見直しがされております。国の相談支援の質の向上に向けた検討会の結果に基づきまして、主任相談支援専門員の創設や、相談支援専門員、サービス管理責任者等がキャリアに応じたスキルアップが図れる機会を確保できるようなカリキュラム変更が行われる予定となっております。

従来東京都では、都内の各地域で活動をしている方々に国の指導者養成研修を受講していただいて、研修の進め方とか企画実施等で協力をいただいて、障害福祉サービス等に従事する人材の育成を図っているところでございますが、来年度以降のカリキュラム変更に対応していくために、それぞれ検討会を設置して、検討を開始しているところでございます。両検討会とも、年10回ほどの開催を予定しております。検討会の多くは、具体的な作業チームに分かれて実際の研修カリキュラムの作成をお願いしているという状況でございます。こちら2つの検討会の資料や議事の要旨につきましては、当センターのホームページに掲載をすることとしておりますので、ぜひ

こちらをご参照いただければと思っております。こちらは、2月予定の第2回本会議でも活動報告を予定をしているところでございます。

事務局からは以上でございます。

- 岩本会長 ありがとうございます。相談支援にかかわるいろいろなデータや資料をご説明いただきました。

あまり時間はないですが、今の参考資料に関してのご質問、ご意見等ございましたら、挙げていただきたく思います。いかがでしょうか。

お願いします。

- 八木委員 参考資料2と3で標題が平成29年12月までってあるんですけど、これ始点、始点というか始まりは、いつから12月までののでしょうか。29年、暦年1月から12月までって理解でよろしいですか。参考資料2と参考資料3ですけど。

じゃあ後で確認して、委員の皆さんにお知らせしてください。

- 岩本会長 では、ご確認いただければと思います。他にいかがでしょうか。

すみません、聞き漏らしたのかもしれないんですが、1点。カリキュラムの検討委員会についてですが、これは各回の議事録のようなものがホームページでアップされるという理解でよろしいでしょうか。

- 森下課長 先ほども少しお伝えしましたけれど、具体的な作業チームに分かれて本当に作業するところもあるので、全ての会について議事をオープンにするということは考えていないですけれども、全体で討議をする場については、議事の内容については公開をしていきたいと考えております。

- 岩本会長 ありがとうございます。10回の中の下線があるところが示されるというような、大体そういった感じですかね。

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、先ほどのご質問にあがりました期間をご確認いただいて、また追ってご報告いただきたく思います。

それでは、そろそろ時間になってまいりました。本日の議事は以上ですけれども、特によろしいですか。

では、事務局から事務連絡等ございますか、お願いします。

- 森下課長 長時間の間、委員の皆様には貴重なご意見を非常にたくさんいただきまして、ありがとうございます。また、岩本会長を始めとしましてグループ討議の進行役をお願いしました、海老原副会長、金澤副会長、川上委員には、会議運営にご協力をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日、皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、会長、副会長にご相談させていただくとともに、メーリングリストを活用しまして、今年度の活動をしっかり進めてまいりたいと考えております。まず、7月の動向集の発行、それから、8月の交流会とございますので、皆様には引き続きまして、ご協力のほど、よろしくお願いをしたいと思います。

本日の資料ですけれども、お荷物になるようございましたら、机の上に置いたままにしていただければ事務局から郵送させていただきますと思っております。

また、お車でお越しの委員の方がいらっしゃいましたら、駐車券をお渡しいたしますので、事務局にお声かけをいただければと思います。

事務局から以上になります。

- 岩本会長 ありがとうございます。1点、すみません、8月の交流会には、ぜひ皆様のかかわっている協議会のメンバーの方にたくさんご参加していただけるように広報をお願いしたいと思います。

それでは、これもちまして本日の本会議を終了いたします。

委員の皆様、長時間にわたりありがとうございます。また、引き続きよろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午後4時29分 閉会)